

# 中津市では移住・定住促進に向けた支援制度として 以下の補助金があります

制度の概要は  
裏面を見てね



## 移住者向け一括給付補助金（対象地域：旧下毛地域※）

移住にかかる経費として補助金を一括で給付します。

移住支援金

移住応援給付支援金

## Uターン者向け補助金（対象地域：中津市内全域）

3親等以内の方が所有する実家へ戻る際の実家の改修費用について補助金を支給します。

Uターン住宅改修補助金

※旧下毛地域：中津市内のうち、三光、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町の4地域

<注意>

- ★予算の範囲内での運用とさせていただきます。
- ★必ず交付決定後に事業を行ってください。
- ★詳細については裏面のほか、別途要綱をご覧くださいか、お問い合わせください。

[問合先]中津市企画観光部 地域振興・広聴課  
Tel：0979-62-9033（直通）  
Fax：0979-24-7522  
E-Mail：tiikishinko@city.nakatsu.lg.jp

区分	<b>移住支援金</b>	補助率 補助上限額	一括 世帯：100万円／単身：60万円 子育て加算 東京圏：100万円 その他：30万円 ※子育て加算とは18歳未満の者一人につき加算する。
補助内容	移住にかかる経費として補助金を一括支給します。		
補助要件	旧下毛地域へ転入し、国の就業要件を満たすこと。		
申請期日	転入後3か月以上1年以内。		

区分	<b>移住応援給付金</b>	補助率 補助上限額	一括 子育て世帯：30万円／その他世帯：20万円 ※子育て世帯とは18歳未満を帯同する世帯
補助内容	移住にかかる経費として補助金を一括支給します。		
補助要件	旧下毛地域へ転入し、移住支援金の対象とならないこと。(Uターン改修補助金と併用不可)		
申請期日	転入から1年以内。(空き家バンク制度を利用した場合は成約及び転入から1年以内)		

区分	<b>Uターン住宅改修</b>	補助率 補助上限額	補助対象経費の1/2以内 限度額 50万円
補助内容	実家への居住に際して必要な改修工事とそれに伴う作業の経費について補助します。		
補助要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Uターン者が補助金の交付を申請する日前の5年の間に中津市に住所を有していないこと。</li> <li>2. 改修する家を3親等以内の方が所有していること。</li> <li>3. 中津市内に事務所を置いている業者が工事を施工すること。</li> <li>4. 補助金を申請する年度内に工事を終了すること。</li> </ol>		
申請期日	転入から1年以内		